

「賃金改善中間報告書」の作成例

様式100別添 1

病院及び診療所 賃金改善中間報告書 (令和 8 年度分) 「8」を選択します。

保険医療機関コード 1234567
保険医療機関名 ●●クリニック

I. 提出書類の種類

☒ 賃金改善中間報告書
☐ 賃金改善実績報告書

II. 報告する医療機関種別

☒ 病院及び診療所
☐ 歯科診療所

III. 賃金改善実施期間及びベースアップ評価料算定期間

(1) 賃金改善実施期間
令和 8 年 6 月 ~ 令和 8 年 7 月 2 ヶ月
※ 令和8年度診療報酬改定以降のベースアップ評価料等で賃金改善を実施した期間を記載すること。
※ 令和8年度又は令和9年度の6月から翌年5月の1年間に算定した当該評価料による収入を、当該年度の4月から翌年3月の賃金改善に充当した場合、遡及して賃金改善を実施した期間を記載する。

(2) ベースアップ評価料算定期間
令和 8 年 6 月 ~ 令和 8 年 7 月 2 ヶ月

Ⅲ-2. (中間報告書のみ) 条例改正等が必要なため8月時点で賃金改善の実績を記載できない場合

(i) 条例の改正が必要である等やむを得ない理由により、遡及して賃金改善を実施するため本報告書に記載する額が実績値ではなく計画値となる場合は、こちらにチェック ☐

(ii) 計画値となる理由 ☐ 条例の改正が必要なため ☐ その他の事由 ※どちらか1つを選択してください。
(理由の詳細：条例の改正のような、医療機関の責によらないやむを得ない理由に限りします。必ず記載してください)

この Excel ファイル全体についてですが、緑色の部分は自動入力されます。

(1)及び(2)は、令和8年度診療報酬改定後のベースアップ評価料を6月と7月に算定した医療機関であれば、「令和8年6月～令和8年7月」と入力し、「Ⅳ-1」には2か月分の合計を入力します。
※ここでは6月と7月に算定した医療機関を例にしていますが、令和8年7月から算定を開始した場合は、「令和8年7月～令和8年7月」と入力し、「Ⅳ-1」には1か月分を入力します。

基本的にはチェックは入れません。
(公立医療機関で賃金改善のために条例改正が必要な場合などにチェックを入れます。)

ベースアップ評価料のみ算定している場合、チェックはしません。

上記(2)の期間中の初診料と再診料の回数を調べ、
「初診料算定回数×17点」+「再診料算定回数×4点」
で得た算定点数を、円に直した額をご記入ください。
(例示は、令和8年6月と7月の算定回数の合計
初診料:200回 再診料:1,000回 で計算)
※注5の点数(初診時 23点・再診時 6点等)を算定している場合であっても、報告書においては初診時 17点・再診時 4点で計算します。

「賃金改善中間報告書」においては0と記載することで差し支えありません。

● (10)から(14)は、「Ⅴ-2」～「Ⅴ-8」に職種ごとのペア等を入力した合計が自動で反映されるため、先に「Ⅴ-2」～「Ⅴ-8」の入力をしてください。

政府の賃上げ目標の数値に達していなくても問題ありません。

※(15)はひと月分ではなく、令和8年6、7月分の合計額を記入します。
法定福利費の増加分について概算の場合、最大16.5%で計算できます。
概算で計算する場合は、(13)の値の16.5%の2月分なので、
左の例の場合、 $31,760 \times 0.165 \times 2 = 10,480.8$ となります。
(Excelでは小数点以下切り上げなので、10,481円と表示されます。)
なお、時間外手当等の増加分については、概算の結果に加えて記載する必要があります。

(17)は、令和8年6月における看護職員等の基本給等を全員分合算した総額を記入します。(18)は、令和8年5月(賃上げ開始が4月・5月の場合、令和8年3月)における(17)の看護職員等の基本給等を全員分合算した総額を記入します。
※「令和7年度医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業」による賃上げ部分は含めない
※いずれも総額が分かればよく、個人ごとの金額は記入不要です
(例)看護師2名分の令和8年5月の基本給等総額が500,000円、
令和8年6月の基本給等総額が515,880円であった場合、
(17)は515,880円、(18)は500,000円となります。

(21)については、令和8年6月、7月に実際に賞与として支給された月数をご記載ください。月数ではなく金額で支給している場合は、「支給された賞与額÷基本給等」で計算した月数を記載してください。
なお、賞与の支給がなかった場合は「0」を記載ください。

(22)については、令和7年6月～令和8年5月の期間における賞与の支払い月数をご記載ください。

当初の想定よりも患者数が多く、中間報告の時点では、ベースアップ評価料による収入を使い切れなかった場合などは「賃金改善額充当不足」と表示されますが、その場合であっても、提出は可能です。

Ⅳ-1. ベースアップ評価料等及び看護職員処遇改善評価料による収入の実績額【(2)の期間中】

(※) 賃金改善実施期間に初めて、看護職員処遇改善評価料を算定する医療機関 ☐

(3) 看護職員処遇改善評価料による収入の実績額 円

※ 「収入の実績額」とは、該当の評価料を算定した総額を記載すること。(算定していない場合は0と記載。)
※ 看護職員処遇改善評価料の収入の実績額については、賃金改善実施期間において初めて算定を開始した場合にのみ、収入額を記載すること。

(4) 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等による収入の実績額 74,000 円

(5) 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)等による収入の実績額 0 円

(6) 入院ベースアップ評価料による収入の実績額 0 円

(7) ベースアップ評価料等による収入の実績額【(4)+(5)+(6)】 74,000 円

※ 「収入の実績額」とは、該当の評価料を算定した総額を記載すること。(算定していない場合は0と記載。)
※ なお「収入の実績額」の計算は、継続的な賃上げの取組の実施に係る評価の点数分を除いた当該評価料の本体点数のみを算定した場合に置き換えて計算すること。

Ⅳ-1-1. ベースアップ評価料等による収入の繰越状況

(8) 前年度からの繰越額(令和8年度分報告時のみ記載) 0 円

Ⅳ-2. ベースアップ評価料等による収入の実績額(総計)

(9) ベースアップ評価料等による収入の実績額のうち、当該年度における対象職員のペア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費等に充当すべき金額【(7)+(8)】 74,000 円

○ 以下、基本給等総額については1か月当たりの額を記載してください。(該当ない場合は0と記載)

※ 「基本給等総額」とは、対象職員の基本給又は決まって毎月支払われる手当の合計をいい、賞与、期末・勤励手当等の特定の時期にのみ支払われる手当を含まない。
※ 「ペア等」の定義は【記載上の注意】を参照のこと。
※ (15)のペア等に伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業者負担分等を含む。)等の増加分に用いた額は賃金改善実施期間の増加分の総額を記載すること。
また、賃金改善に伴い増加する法定福利費分を概算によって計算する場合、小数点以下の四捨五入における切り上げによって最大16.5%を超えた場合については、問題ないこととする。
※ 「賞与の支給月数」については、月単位で記載すること。支給がない場合は0と記載。また月単位が不明の場合は、「支給された賞与額÷基本給等」で計算した月数を記載すること。

【ベースアップ評価料対象職種について】

Ⅴ. ベースアップ評価料対象職員(全体)の月額賃金総額に係る事項

(10) 対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間(1)の開始月時点】 4.0 人

(11) 当該評価料を算定した年度に勤務している対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間(1)の開始月時点】 931,760 円

(12) 令和8年5月時点の給与体系を、当該評価料を算定した年度に勤務している職員の賃金に当てはめた場合の対象職員の基本給等総額 900,000 円

(13) 基本給等総額に係る賃金改善実績額(ペア実績額)(1ヶ月分)【(11)-(12)】 31,760 円

(14) ペア等による賃金増率【(13)÷(12)】 3.5 %

(15) 上記(13)以外で、ペア等に伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業者負担分等を含む。)等の増加分に用いた総額【賃金改善実施期間(1)の全期間】(該当ない場合は0と記載) 10,481 円

Ⅴ-2. 看護職員等(保健師、助産師、看護師及び准看護師)の月額賃金総額に係る事項

(16) 対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間(1)の開始月時点】 2.0 人

(17) 当該評価料を算定した年度に勤務している対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間(1)の開始月時点】 515,880 円

(18) 令和8年5月時点の給与体系を、当該評価料を算定した年度に勤務している職員の賃金に当てはめた場合の対象職員の基本給等総額 500,000 円

(19) 基本給等総額に係る賃金改善実績額(ペア実績額)(1ヶ月分)【(17)-(18)】 15,880 円

(20) ペア等による賃金増率【(19)÷(18)】 3.2 %

(21) 報告書届出年度の賞与の支給月数 0.00 か月

(22) 前年度の賞与の支給月数 0.00 か月

Ⅴ-3. 40歳未満の勤務医師、勤務歯科医師の基本給等に係る事項

(23) 対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間(1)の開始月時点】 0.0 人

(24) 当該評価料を算定した年度に勤務している対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間(1)の開始月時点】 0 円

(25) 令和8年5月時点の給与体系を、当該評価料を算定した年度に勤務している職員の賃金に当てはめた場合の対象職員の基本給等総額 0 円

(26) 基本給等総額に係る賃金改善実績額(ペア実績額)(1ヶ月分)【(24)-(25)】 0 円

(27) ペア等による賃金増率【(26)÷(25)】 0.00 %

(28) 報告書届出年度の賞与の支給月数 0.00 か月

(29) 前年度の賞与の支給月数 0.00 か月

[Ⅴ-4~Ⅴ-8の記入欄は、省略しています。]

● 「Ⅴ-4」～「Ⅴ-8」も同様にご記入ください。
なお、対象職員がいない項目においても、入力できる箇所は「0」を記入。

Ⅵ. ベースアップ評価料による収入が対象職員へ充当されているか	
(65) ベースアップ評価料による収入の実績額【(9)】	74,000 円
(66) 対象職員全体の賃金改善実績額(賃金改善実施期間分)【(13)×(賃金改善実施期間)】	63,520 円
(67) ペア等以外で、ペア等に伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業者負担分等を含む。)等の増加分に用いた額【(15)】	10,481 円
(68) 収入の実績額と賃金改善実績額の差分【((66)+(67))-(65)】	1 円
(69) ベースアップ評価料算定による収入額が対象職員への賃上げに実施されているか	賃金改善額充当済み

本報告書の記載内容に虚偽が無いことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 8 年 8 月 3 日 開設者名: 日医 太郎

最後に「日付」と「開設者名」を記載することで、作成は終了です。